

～令和6年度分から変更となります～

# バイオ産業創出事業 応募方法

- ・ 下記メール宛に応募希望の旨と、簡単な提案内容を記載の上、ご連絡ください  
※ご相談は随時受付けておりますが、余裕をもってお願いいたします

fbv\_josei@kurume-rp.co.jp

- ・ 内容確認後、弊社担当アドバイザーよりご連絡いたします
- ・ 提案内容のすりあわせ、提案書(様式はアドバイザーより送付)作成の上、  
応募〆切日時までに指定の方法でご提出をお願いいたします

# バイオ産業創出事業 その他の主な変更点

## ◆「スマートセル枠」を「バイオものづくり枠」に変更

スマートセルに限らず、  
生物そのものや生物の機能を利用したバイオものづくりに関する研究課題について  
ご応募いただけるようになりました。

## ◆ 事業終了後の応募制限期間を1年に変更

育成支援型・実用化支援型・機能性食品枠は、2年から1年に短縮しました  
可能性試験では、他の支援型とあわせ1年に設定しました

## ◆ 応募時点の県内企業条件の緩和

事業開始年度の12月末までに県内(特定地域枠は久留米市内)に事業所又は研究所等を設置できる場合、  
応募可能となりました。県外企業、創業前の方も対象となります。

※ただし、設置できない場合は契約解除となり違約金が発生しますのでご注意ください

## ◆ 可能性試験の技術移転要件廃止(研究機関の研究者のみ対象)

「事業終了2年以内に県内企業への技術移転を計画するもの」については対象としないことになりました